

奈良県社会教育委員会議の公開等の取り扱い

奈良県社会教育委員会議（以下「会議」という。）の公開等についての取り扱いは、以下のとおりとする。

1 会議の公開の基準

会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ア 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7号各号（不開示情報）のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合
- イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しく支障が生ずると認められる場合

2 会議の公開又は非公開の決定

会議の公開又は非公開は、1の会議の公開基準に基づき、会議の議決により決定するものとする。ただし、あらかじめ公開又は非公開についての議決を行うために会議を開く時間的余裕のない場合には、公開又は非公開の決定については、議長に一任するものとする。

3 会議開催の周知

会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、奈良県立教育研究所Webページへの掲載、報道機関への情報提供の方法により、次の事項を県民に周知することとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

- ア 開催の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続き
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

4 公開方法

- (1) 会議の公開は、傍聴により行うものとする。
- (2) 傍聴に係る手続き及び遵守事項等については、「奈良県社会教育委員会議傍聴要領」を別紙のとおり定める。

5 議事概要の公開

審査会は、原則として、奈良県立教育研究所Webページへの掲載等により、会議の終了後速やかに、議事概要を公開するものとする。

6 その他必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年10月8日から施行する。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。